

第8章 町民、町長及び職員の責務

【権利と役割】

ここでは、町民・町長・町職員が協働のまちづくりを進めていくために必要となる基本的な責務を規定しています。

また、町は町民からの意見・要望等に対して、誠実かつ確かな説明や応答義務があることを規定しています。

みんなで協働のまちづくりを進めるためにも、それぞれの責務を認識することが大切ね！



それぞれの責務のポイント

町民の責務	<p>町民は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主体として、互いに尊重し協力してまちづくりの推進に努めること。 ・まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つこと。 ・町民は、地域における人とのふれあいや町民の協力による様々な活動により、安全安心な住環境づくりなどに大きな役割を果たしていることを認識し、地域の絆を深めるよう努めること。 ・行政サービスに伴う負担を分担する責務を有すること。
町長の責務	<p>町長は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の信託に応えるため、町の代表者として公正かつ誠実にまちづくりを進めること。 ・町民の知恵や能力を最大限に活かし、協働のまちづくりを進めること。 ・職員を適切に指揮監督するとともに、自ら先頭に立ち協働のまちづくりを進めること。
町職員の責務	<p>職員は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その職責が町民の信託に基づくものであることを自覚し、常に町民の視点に立ち、公正かつ誠実に職務に遂行すること。 ・まちづくりの専門職として、職務に必要な知識、技能等の能力向上のため、常に自己の研さんに努めること。 ・自らも地域の一員であることを認識し、町民との信頼関係を深め、まちづくりにおける町民相互の連携が図られるよう努めること。

第9章 町民自治推進委員会と実効性の確保

【理念】

第9章では、町民自治推進委員会の設置と、社会情勢の変化に合わせた条例の見直し等について規定しています。



条例をつくっただけで終わらせない仕組みづくりになっているんだ！

まちづくり基本条例は、制定することだけが目的ではないんだよ。町民参画と協働を進めるためにも、まちづくり基本条例をみんなで育てていくことがポイント！

だから、まちづくり基本条例の理念と原則がしっかり遵守されているか、実行されているかなど、まちづくり基本条例の運用状況をチェックすることも必要で、その仕組みがしっかりあるんだよ。

◆運用状況を調査・審議する機関として『安平町町民自治推進委員会』を設置

◆社会情勢などの変化に対応するため、そしてこの条例の形骸化^(※)を防ぐため、条例施行から5年以内という上限を定めて見直し審議を行うこと。

※形骸化とは…成立当時の意義や内容が失われたり、忘れられたりして、形ばかりのものになってしまうこと。

未来永劫、安平町が輝き続けるために、そして安平町に合ったまちづくりを進めていくために、町政策への町民参画の推進、そして町民皆さんと行政が一体となり協働で取り組むことが必要であり、皆さんの力が今求められています。

安平町では、これからも自主的な活動の促進や地域コミュニティの活性化を目指し、町民皆さんとともに取り組んでいきます。